

No.	施設類型	中分類	施設名	建設年	避難所	耐震適合	指定管理	大規模改修予定	施設の方向性	現状分析・今後の課題・取組	具体的な取組内容	R2	3	4	5	6	7	8	9	10
301	16 公園	児童公園	いこいの森児童公園	H4					③現状維持 ↓ ⑫検討	市内全域からの利用が見込まれる拠点公園であり、市民の憩いの場として遊具、東屋などの必要な施設整備を行い、子育て環境の向上に努める。 また、周辺施設一帯として検討を行う。	周辺施設一帯との検討									
302	16 公園	児童公園	いこいの森管理棟（非木造）	S50		○			⑫検討	早期解体に向け関係部局と協議し、周辺施設一帯として検討を行う。	改修内容の精査と検証									
											方針決定									
303	16 公園	児童公園	いこいの森管理棟（木造）	H3					⑫検討	早期解体に向け関係部局と協議し、周辺施設一帯として検討を行う。	改修内容の精査と検証									
											方針決定									
304	16 公園	児童公園	いこいの森児童公園公衆便所	R5					⑫検討 ↓ ①建替え ↓ ③現状維持	経年劣化により改修が必要な状況であったことから、令和5年度建て替えを行った。	改修内容の精査と検証									
											方針決定									
											実施設計									
											建替工事									
305	16 公園	児童公園	城山児童公園	S50					③現状維持											
306	16 公園	児童公園	上片町児童公園	S41					③現状維持 ↓ ⑫検討	現在の利用状況を踏まえ、廃止も含め、施設の方針について土地所有者である地元自治会と協議する。	地元自治会との意見調整									
											方針決定									

桃色は令和8年〇月、水色は令和7年7月、
 橙色は令和6年7月、緑色は令和5年6月、
 茶色は令和4年6月改訂で修正したもの。

No.	施設類型	中分類	施 設 名	建 設 年	遊 難 所	耐 震 不 適 合	指 定 管 理	大 規 模 改 修 予 定	施設の 方向性	現状分析・今後の課題・取組	具体的な取組内容	R2	3	4	5	6	7	8	9	10
308	16 公園	児童公園	田端町児童公園	H1					③現状維持 ↓ ⑫検討	現在の利用状況を踏まえ、駅前大規模整備に併せて機能移転等について検討する。	機能移転の検討									
											方針決定									
309	16 公園	児童公園	十文字児童遊園地	S58					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園であり、指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									
310	16 公園	児童公園	荒島児童遊園地	S47					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									
311	16 公園	児童公園	荒屋児童遊園地	S46					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									
312	16 公園	児童公園	上鍛冶屋児童遊園地	S58					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									
313	16 公園	児童公園	馬場児童遊園地	S49					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									
314	16 公園	児童公園	大津第一児童遊園地	S47					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									
315	16 公園	児童公園	貝附第一児童遊園地	S49					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									

桃色 は令和8年〇月、水色 は令和7年7月、
 橙色 は令和6年7月、緑色 は令和5年6月、
 茶色 は令和4年6月改訂で修正したもの。

No.	施設類型	中分類	施 設 名	建 設 年	避 難 所	耐 震 不 適 合	指 定 管 理	大 規 模 改 修 予 定	施設の 方向性	現状分析・今後の課題・取組	具体的な取組内容	R2	3	4	5	6	7	8	9	10
316	16 公園	児童公園	金屋第一児童遊園地	S46					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									
317	16 公園	児童公園	坂町児童遊園地	H14					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									
318	16 公園	児童公園	下鍛冶屋児童遊園地	S46					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									
319	16 公園	児童公園	田島児童遊園地	S46					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									
320	16 公園	児童公園	田屋児童遊園地	S50					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									
321	16 公園	児童公園	鳥屋第一児童遊園地	S51					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									
322	16 公園	児童公園	鳥屋第二児童遊園地	S51					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									
323	16 公園	児童公園	中野児童遊園地	S47					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									
324	16 公園	児童公園	梨木児童遊園地	S47					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									

桃色 は令和8年〇月、水色 は令和7年7月、
 橙色 は令和6年7月、緑色 は令和5年6月、
 茶色 は令和4年6月改訂で修正したもの。

No.	施設類型	中分類	施 設 名	建 設 年	避 難 所	耐 震 不 適 合	指 定 管 理	大 規 模 改 修 予 定	施設の 方向性	現状分析・今後の課題・取組	具体的な取組内容	R2	3	4	5	6	7	8	9	10
325	16 公園	児童公園	名割児童遊園地	S30					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									
326	16 公園	児童公園	花立第一児童遊園地	S61					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									
327	16 公園	児童公園	羽ヶ榎児童遊園地	S62					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									
328	16 公園	児童公園	春木山児童遊園地	S46					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									
329	16 公園	児童公園	藤沢児童遊園地	S46					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									
330	16 公園	児童公園	松山児童遊園地	-					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									
331	16 公園	児童公園	山口児童遊園地	S40					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									
332	16 公園	児童公園	飯岡児童公園	H4					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									

桃色 は令和8年〇月、水色 は令和7年7月、
 橙色 は令和6年7月、緑色 は令和5年6月、
 茶色 は令和4年6月改訂で修正したもの。

No.	施設類型	中分類	施 設 名	建 設 年	避 難 所	耐 震 不 適 合	指 定 管 理	大 規 模 改 修 予 定	施設の 方向性	現状分析・今後の課題・取組	具体的な取組内容	R2	3	4	5	6	7	8	9	10
333	16 公園	児童公園	今宿児童遊園	H4					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									
334	16 公園	児童公園	河内児童公園	S62					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									
335	16 公園	児童公園	川部児童公園	S62					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									
336	16 公園	児童公園	北新保児童公園	H1	□				③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									
337	16 公園	児童公園	里本庄児童公園	S57					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									
338	16 公園	児童公園	殿岡児童公園	H29					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									
339	16 公園	児童公園	長松児童公園	H28					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									
340	16 公園	児童公園	福田児童公園	H2					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									
341	16 公園	児童公園	南大平児童公園	S61					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									

桃色 は令和8年〇月、水色 は令和7年7月、
 橙色 は令和6年7月、緑色 は令和5年6月、
 茶色 は令和4年6月改訂で修正したもの。

No.	施設類型	中分類	施 設 名	建 設 年	遊 難 所	耐 震 不 適 合	指 定 管 理	大 規 模 改 修 予 定	施設の 方向性	現状分析・今後の課題・取組	具体的な取組内容	R2	3	4	5	6	7	8	9	10
342	16 公園	児童公園	南田中児童公園	H3					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									
343	16 公園	児童公園	宿田児童公園	H2					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									
344	16 公園	児童公園	山田児童遊園	H3					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									
345	16 公園	児童公園	指合児童公園	S57					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									
346	16 公園	児童公園	赤松児童公園	H23					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									
465	16 公園	児童公園	花立第二児童遊園地	S61					③現状維持	利用がある程度当該住民に限られた身近な公園。自治会による維持管理を継続する。										
		児童公園の数	46																	

桃色 は令和8年〇月、水色 は令和7年7月、
 橙色 は令和6年7月、緑色 は令和5年6月、
 茶色 は令和4年6月改訂で修正したもの。